

第31号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保証額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき決定しているため、保険料段階が下がる第一号被保険者が一定数生じる。3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者が想定しない保険料収入不足を防ぐ観点から、令和8年度に限り税制改正の影響を遮断する特例措置を制定する。

2 改正の概要

令和8年度に限り、令和7年度税制改正の影響を遮断し、従前の給与所得控除額と同額に調整して介護保険料段階を計算する特例措置を定める。

【令和6年分の給与所得控除額】

| 給与等の収入金額 | 給与所得および算出方法 |
|--------------------|-----------------|
| 55万1千円未満 | 0円 |
| 55万1千円以上161万9千円未満 | 収入－55万円 |
| 161万9千円以上162万円未満 | 1,069,000円 |
| 162万円以上162万2千円未満 | 1,070,000円 |
| 162万2千円以上162万4千円未満 | 1,072,000円 |
| 162万4千円以上162万8千円未満 | 1,074,000円 |
| 162万8千円以上180万円未満 | ※A×2.4+100,000円 |
| 180万円以上190万円以下 | ※A×2.8－80,000円 |

※ A＝給与収入金額を「4」で除し、千円未満を切り捨てた額。

※ 給与収入金額190万円超の場合、給与所得控除額に税制改正の影響は生じない。

【令和7年分の給与所得控除額】

| 給与等の収入金額 | 給与所得および算出方法 |
|-----------------|-------------|
| 65万1千円未満 | 0円 |
| 65万1千円以上190万円以下 | 収入－65万円 |

【改正内容①】 合計所得金額の算定方法に係る特例（付則第10条関係）

令和8年度分の介護保険料賦課算定においては、令和7年度税制改正により引き上げられた給与所得控除額の影響を遮断して合計所得金額を算出する。

●事例 給与収入金額が55万1千円以上65万1千円未満（第10条第1項）

- ・年金収入金額：228万円
- ・給与収入金額：60万円
- ・単身世帯

| | 令和8年度区民税 | 令和8年度介護保険料 |
|---------|----------|------------|
| 年金所得金額 | 118万円 | 118万円 |
| 給与所得金額 | 0円 | 5万円 |
| 合計所得金額 | 118万円 | 123万円 |
| 介護保険料段階 | 第7段階 | 第8段階 |

※年金収入金額330万円以下の場合、年金所得控除額は110万円。

※介護保険料第7段階の判定基準は本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。

【改正内容②】 課税／非課税の判定の特例（付則第11条関係）

令和8年度分の介護保険料賦課算定においては、第1号被保険者および同一世帯員の課税／非課税の判定についても令和7年度税制改正の影響を遮断する。

●事例 前年給与収入が101万円で他の所得がない場合（第11条第1項第3号）

- ・年金収入金額：0円
- ・給与収入金額：101万円
- ・単身世帯

| | 個人住民税 | 介護保険料段階 |
|-------|-------|-----------|
| 令和7年度 | 課税 | 第7段階（課税者） |
| 令和8年度 | 非課税 | 第7段階（課税者） |

※区民税非課税ライン：合計所得金額が45万円以下

障害者、未成年者、寡婦またはひとり親については合計所得金額135万円以下

3 施行期日

令和8年4月1日（令和8年度分の介護保険料より適用）

4 新旧対照表

別紙のとおり

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○品川区介護保険制度に関する条例 平成12年3月28日条例第19号</p> | <p>○品川区介護保険制度に関する条例 平成12年3月28日条例第19号</p> |
| <p>目次</p> | <p>目次</p> |
| <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> | <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> |
| <p>第2章 制度運営の仕組み（第6条—第10条）</p> | <p>第2章 制度運営の仕組み（第6条—第10条）</p> |
| <p>第3章 保険給付および保険料（第11条—第23条）</p> | <p>第3章 保険給付および保険料（第11条—第23条）</p> |
| <p>第4章 補則（第24条）</p> | <p>第4章 補則（第24条）</p> |
| <p>第5章 罰則（第25条—第27条）</p> | <p>第5章 罰則（第25条—第27条）</p> |
| <p>付則</p> | <p>付則</p> |
| <p>第1章 総則</p> | <p>第1章 総則</p> |
| <p>（目的）</p> | <p>（目的）</p> |
| <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</p> | <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）</p> |
| <p>に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることができる地域社会を創造することを目的とする。</p> | <p>に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることができる地域社会を創造することを目的とする。</p> |
| <p>（制度運営の原則）</p> | <p>（制度運営の原則）</p> |
| <p>第2条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。</p> | <p>第2条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。</p> |
| <p>（1） 介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。</p> | <p>（1） 介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。</p> |
| <p>（2） 介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。</p> | <p>（2） 介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。</p> |
| <p>（3） 高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。</p> | <p>（3） 高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(4) 保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。</p> <p>(5) 高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。</p> <p>(6) 保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。</p> <p>(7) 地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。</p> <p>(区の責務)</p> | <p>(4) 保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。</p> <p>(5) 高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。</p> <p>(6) 保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。</p> <p>(7) 地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。</p> <p>(区の責務)</p> |
| <p>第3条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(介護サービス事業者の責務)</p> | <p>第3条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(介護サービス事業者の責務)</p> |
| <p>第4条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。</p> <p>2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。</p> | <p>第4条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。</p> <p>2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。</p> <p>(3) 利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>(区民の責務)</p> | <p>(2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。</p> <p>(3) 利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>(区民の責務)</p> |
| <p>第5条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。</p> <p>2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>第2章 制度運営の仕組み</p> <p>(在宅介護の支援体制の整備)</p> | <p>第5条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。</p> <p>2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>第2章 制度運営の仕組み</p> <p>(在宅介護の支援体制の整備)</p> |
| <p>第6条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。</p> <p>(認知症高齢者等の権利擁護)</p> | <p>第6条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。</p> <p>(認知症高齢者等の権利擁護)</p> |
| <p>第7条 区は、認知症高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者を支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>(介護サービスの質の向上)</p> | <p>第7条 区は、認知症高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者を支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。</p> <p>(介護サービスの質の向上)</p> |
| <p>第8条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上が図られるよう必要な体</p> | <p>第8条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上が図られるよう必要な体</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>制を整備しなければならない。 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第9条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、70人以内とする。 (品川区介護保険制度推進委員会)</p> <p>第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。</p> <p>3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3章 保険給付および保険料 (居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)</p> <p>第11条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第43条第4項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。 (特別給付)</p> <p>第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次に掲げる特別給付を行う。</p> <p>(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付 (2) 通院等外出介助サービス特別給付</p> | <p>制を整備しなければならない。 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第9条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、70人以内とする。 (品川区介護保険制度推進委員会)</p> <p>第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。</p> <p>3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3章 保険給付および保険料 (居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)</p> <p>第11条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第43条第4項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。 (特別給付)</p> <p>第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次に掲げる特別給付を行う。</p> <p>(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付 (2) 通院等外出介助サービス特別給付</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。</p> <p>(保健福祉事業)</p> | <p>2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。</p> <p>(保健福祉事業)</p> |
| <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> | <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> |
| <p>第13条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万2,760円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万2,760円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万9,000円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万1,090円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万6,300円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万8,000円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 8万5,800円</p> | <p>第13条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万2,760円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万2,760円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万9,000円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万1,090円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万6,300円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万8,000円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 8万5,800円</p> |
| <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の</p> | <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> | <p>適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> |
| <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)</p> | <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)</p> |
| <p>(8) 次のいずれかに該当する者 9万7,500円</p> | <p>(8) 次のいずれかに該当する者 9万7,500円</p> |
| <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> | <p>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> |
| <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)</p> | <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)</p> |
| <p>(9) 次のいずれかに該当する者 11万3,100円</p> | <p>(9) 次のいずれかに該当する者 11万3,100円</p> |
| <p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> | <p>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> |
| <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を</p> | <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 12万8,700円</p> <p>ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 14万400円</p> <p>ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万8,200円</p> <p>ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万6,000円</p> <p>ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも</p> | <p>除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 12万8,700円</p> <p>ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 14万400円</p> <p>ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万8,200円</p> <p>ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万6,000円</p> <p>ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 16万3,800円</p> | <p>該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 16万3,800円</p> |
| <p>ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 18万7,200円</p> | <p>ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イもしくは第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 18万7,200円</p> |
| <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 21万600円</p> | <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 21万600円</p> |
| <p>ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条</p> | <p>ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） (17) 前各号のいずれにも該当しない者 25万7,400円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、1万9,500円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,500円」とあるのは、「2万3,400円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,500円」とあるのは、「5万700円」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収に係る納期限等)</p> <p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期限は、7月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。ただし、前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した日の属する月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。</p> <p>2 前項の納期限が、日曜日に該当するときはその翌日を、土曜日に該当するときはその翌々日を、それぞれ納期限とみなす。</p> <p>3 第1項本文の各納期の納付額は、年額の9分の1とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときまたは各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、すべて最初の納付額に合算するものとする。</p> | <p>第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） (17) 前各号のいずれにも該当しない者 25万7,400円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、1万9,500円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,500円」とあるのは、「2万3,400円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,500円」とあるのは、「5万700円」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収に係る納期限等)</p> <p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期限は、毎月末日とする。ただし、12月にあつては、翌年の1月4日とする。</p> <p>2 前項の納期限が、日曜日に該当するときはその翌日を、土曜日に該当するときはその翌々日を、それぞれ納期限とみなす。</p> <p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の12分の1とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときまたは各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、すべて最初の納付額に合算するものとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ（1）に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロまたは第13条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第16号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課について準用する。</p> <p>削除（R8.4.1施行）</p> | <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ（1）に係る者を除く。）、ロもしくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロもしくは第5号ロまたは第13条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第16号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課について準用する。</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|---|
| <p>削除 (R8. 4. 1施行)</p> | <p>該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯員」という。）の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条第1項の規定により区分し、その者の区分に応じた同条に規定する額を12で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、または当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 第一号被保険者および世帯員につき、第1項の区民税がない場合は、当該第一号被保険者および世帯員に係る当該年度分の他の特別区における区民税または市町村における市町村民税を第1項の区民税とみなす。 (普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に区長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(保険料の額の通知)</p> <p>第18条 区長は、保険料の額を決定したときは、速やかに、これを第一号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第19条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第20条 区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減額し、または免除することができる。</p> | <p>2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、区長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料額を修正するものとする。</p> <p>(保険料の額の通知)</p> <p>第18条 区長は、保険料の額を決定したときは、速やかに、これを第一号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第19条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第20条 区長は、保険料の納付義務者が、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前条の規定による延滞金額を減額し、または免除することができる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第一号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したことまたはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 前3号に類する事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所</p> <p>(2) 納期限および保険料の額</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>(保険料の減免)</p> | <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第一号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したことまたはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 前3号に類する事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所</p> <p>(2) 納期限および保険料の額</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>(保険料の減免)</p> |
| <p>第22条 区長は、前条第1項各号に掲げる事由により生活が著しく困難とな</p> | <p>第22条 区長は、前条第1項各号に掲げる事由により生活が著しく困難とな</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>った者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。</p> | <p>った者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。</p> |
| <p>2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。</p> | <p>2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。</p> |
| <p>3 前2項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> | <p>3 前2項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> |
| <p>(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所 (2) 納期限および保険料の額 (3) 減額または免除を受けようとする理由</p> | <p>(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所 (2) 納期限および保険料の額 (3) 減額または免除を受けようとする理由</p> |
| <p>4 第1項および第2項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料に関する申告)</p> | <p>4 第1項および第2項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料に関する申告)</p> |
| <p>第23条 第一号被保険者は、毎年度4月30日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から30日以内）に、第一号被保険者の所得および世帯員の市町村民税（特別区民税を含む。<u>以下同じ</u>。）の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、第一号被保険者および世帯員の前年の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書（第一号被保険者および世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合にあつては、同法第317条の6第1項または第3項の給</p> | <p>第23条 第一号被保険者は、毎年度4月30日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から30日以内）に、第一号被保険者の所得および世帯員の市町村民税（区民税を含む。）の課税者の有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、第一号被保険者および世帯員の前年の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書（第一号被保険者および世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合にあつては、同法第317条の6第1項または第3項の給与支払報告書</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>与支払報告書または公的年金等支払報告書) が区長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> | <p>または公的年金等支払報告書) が区長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> |
| <p>第4章 補則</p> | <p>第4章 補則</p> |
| <p>第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>第5章 罰則</p> | <p>第5章 罰則</p> |
| <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> | <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> |
| <p>(1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず(同条第2項の規定により届出がなされたときを除く。)、または虚偽の届出をした者</p> | <p>(1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず(同条第2項の規定により届出がなされたときを除く。)、または虚偽の届出をした者</p> |
| <p>(2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項もしくは第2項または法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者</p> | <p>(2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項もしくは第2項または法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者</p> |
| <p>(3) 正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</p> | <p>(3) 正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</p> |
| <p>第26条 偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金および法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> | <p>第26条 偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金および法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> |
| <p>第27条 前2条の過料の額は、区長が定める。</p> | <p>第27条 前2条の過料の額は、区長が定める。</p> |
| <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> | <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> |
| <p>付 則 (施行期日)</p> | <p>付 則 (施行期日)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (認定等に係る経過措置)</p> | <p>第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (認定等に係る経過措置)</p> |
| <p>第2条 この条例の施行前に、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第17条の規定に基づきなされた要介護認定および要支援認定その他の行為は、法の相当規定によりなされた要介護認定および要支援認定その他の行為とみなす。 (保険料率の特例)</p> | <p>第2条 この条例の施行前に、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第17条の規定に基づきなされた要介護認定および要支援認定その他の行為は、法の相当規定によりなされた要介護認定および要支援認定その他の行為とみなす。 (保険料率の特例)</p> |
| <p>第3条 平成12年度における保険料率は、第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> | <p>第3条 平成12年度における保険料率は、第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> |
| <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,950円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 7,425円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,900円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 1万2,375円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 1万4,850円</p> | <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,950円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 7,425円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,900円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 1万2,375円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 1万4,850円</p> |
| <p>2 平成13年度における保険料率は、第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> | <p>2 平成13年度における保険料率は、第13条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> |
| <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万4,850円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 2万2,275円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 2万9,700円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 3万7,125円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 4万4,550円 (普通徴収に係る納期限等の特例)</p> | <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万4,850円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 2万2,275円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 2万9,700円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 3万7,125円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 4万4,550円 (普通徴収に係る納期限等の特例)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第4条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期限について、第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「毎月末日」とあるのは「10月以後毎月末日」とする。</p> <p>2 平成12年度の各納期の納付額は、第14条第3項の規定にかかわらず、年額の6分の1とする。</p> <p>3 平成13年度の各納期の納付額は、第14条第3項の規定にかかわらず、4月から9月までの各納期にあつては年額の18分の1とし、10月から3月までの各納期にあつては年額の9分の1とする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)</p> | <p>第4条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期限について、第14条第1項の規定を適用する場合には、同項中「毎月末日」とあるのは「10月以後毎月末日」とする。</p> <p>2 平成12年度の各納期の納付額は、第14条第3項の規定にかかわらず、年額の6分の1とする。</p> <p>3 平成13年度の各納期の納付額は、第14条第3項の規定にかかわらず、4月から9月までの各納期にあつては年額の18分の1とし、10月から3月までの各納期にあつては年額の9分の1とする。</p> <p>(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)</p> |
| <p>第5条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得し、または喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第15条第1項および第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平</p> | <p>第5条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得し、または喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額は、第15条第1項および第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額</p> <p>2 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ（1）に係る者を除く。以下この項において同じ。））、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料額は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成12年度および平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額</p> <p>(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額</p> <p>(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平</p> | <p>成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額</p> <p>2 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ（1）に係る者を除く。以下この項において同じ。））、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料額は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成12年度および平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額</p> <p>(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額</p> <p>(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額</p> | <p>成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額</p> |
| <p>(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額</p> | <p>(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額</p> |
| <p>(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額</p> | <p>(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロもしくはハ、第2号ロ、第3号ロまたは第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額ならびに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号または第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額</p> |
| <p>(延滞金の割合の特例)</p> | <p>(延滞金の割合の特例)</p> |
| <p>第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割</p> | <p>第6条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（品川区介護認定審査会条例の廃止）</p> | <p>合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>（品川区介護認定審査会条例の廃止）</p> |
| <p>第7条 品川区介護認定審査会条例（平成11年品川区条例第20号）は、廃止する。</p> <p>（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> | <p>第7条 品川区介護認定審査会条例（平成11年品川区条例第20号）は、廃止する。</p> <p>（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> |
| <p>第8条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう〕略</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> | <p>第8条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう〕略</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> |
| <p>第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得およ</p> | <p>第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得およ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> | <p>び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> |
| <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> | |
| <p><u>第10条 第一号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条および次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号アおよび第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「地方税法（昭和25年法律第226</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)」とあるのは「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p> <p>2 第一号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号アおよび第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p>3 <u>第一号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号アおよび第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）』とする。</u></p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第11条 第一号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。</u></p> <p><u>（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p><u>（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> | |
| <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> | |
| <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> | |
| <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> | |
| <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> | |
| <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第一号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> | |